

パレットとっとり20周年記念事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、パレットとっとり20周年記念事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、本市の中心市街地の再生を目的として建設したパレットとットりの建設20周年に際し、運営主体である鳥取本通商店街振興組合（以下「組合」という。）が主催する事業に対し補助することにより、パレットとっとりを中心とした本通商店街エリアの集客力向上と、パレットとっとり及び本通商店街エリアの継続的な利用の促進を図ることを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において「中心市街地」とは、鳥取市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定）で定める中心市街地をいう。

（補助事業者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、組合とする。

（補助事業）

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、組合が主催するパレットとットりの建設20周年に際して行われる事業とする。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

（補助金の算定）

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第8条 本補助金の交付申請は、補助事業を実施する7日前までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の9月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び第4号によるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表（第 6 条関係）

対象経費	内容	備考
報償費	出演者等に対する 出演料・報酬等	
旅費	出演者等に対する 旅費	・ 交通費及び宿泊費とする。 ・ 宿泊費については、スケジュール等の都合上やむを得ず宿泊が必要な場合に限る。
消耗品費	事務用品等、事業に係る消耗品費	・ 単価 1 万円以内のものとする。 ・ 景品及び食材に係る費用は対象外とする。
広告宣伝費	チラシ、ポスターの作成その他広告宣伝費	
雑役務費	警備員・アルバイトスタッフ等の賃金、保険料、振込手数料	・ 事業主体の構成員等に係る賃金は対象外とする。
委託費	事業に係る委託費	・ 委託費の内訳を明らかにすること。
使用料及び賃借料	運営に係る機器、備品等のレンタル料等	
その他市長が必要と認める経費		

コメントの追加 [法制係1]: 第 5 条で「事業」として
るため揃えました。

様式第 1 号（第 8 条関係）

パレットとっとり 20 周年記念事業補助金 事業実施計画書

事業 内容	(1) 事業の名称
	(2) 事業実施日程 令和 年 月 日 ～令和 年 月
	(3) 実施場所 パレットとっとり
	(4) 事業内容 ※ 事業の目的・内容を簡潔に記載
	(5) 期待される効果 ※ 本事業によって創出されると考える効果を簡潔に記載
	(6) 見込み来場者数 人
事業期間	交付決定の日 から 年 月 日まで

パレットとっとり 20 周年記念事業補助金 収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
補助金		パレットとっとり 20 周年記念事業補助金
自己資金 ※ 入場料等ある場合は別途記載		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
報償費		
旅費		
消耗品費		
広告宣伝費		
雑役務費		
委託費		
使用料及び 賃借料		
合 計		

パレットとっとり 2 0 周年記念事業補助金 事業報告書

事業 の目的	
事業 内容	(1) 事業の名称
	(2) 事業実施日程 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
	(3) 実施場所 パレットとっとり
	(4) 事業内容
事業の 効果	〔来場者： 名〕

パレットとっとり 2 0 周年記念事業補助金 収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
補助金		パレットとっとり 2 0 周年記念事業補助金
自己資金		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
報償費		
旅費		
消耗品費		
広告宣伝費		
雑役務費		
委託費		
使用料及び 賃借料		
合 計		